

徳島市ケアマネジメントに関する基本方針

令和3年4月1日 策定

令和4年2月1日 改定

徳島市健康福祉部高齢介護課

1 策定の目的

介護保険法の目的・理念には、要介護状態等となっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことが定められています。また、保険給付は、要介護状態の維持・改善に資するよう行われ、利用者本位による保健・医療・福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されなければならないものとされています。

徳島市では、「徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第7期及び第8期計画）」において、高齢者の自立支援・重度化防止を推進し、高齢者のQOL（生活の質）を向上させるため、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として定め、これに基づく施策を推進しています。

利用者が住み慣れた地域で自分らしい自立した生活を送るためには、利用者を支える多職種チームによる連携や協働が重要であり、その中心となる介護支援専門員には、介護保険や行政等による公的な支援（フォーマルサービス）だけでなく、家族・友人・地域などの支援（インフォーマルサービス）を活用しながら、多様なサービスを一体的に提供できるよう、ケアマネジメントを推進していくことが求められています。

指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業の実施にあたっては、厚生労働省の各基準※に定められた「基本方針」や「基本取扱方針」に基づいた運営をお願いしているところではありますが、改めて適切なケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員で共有するとともに、更なるケアマネジメントの質の向上を図ることを目的として、徳島市ケアマネジメント基本方針を策定します。

※「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」

※この内容は令和3年度介護報酬改定の内容を反映しています。



徳島市イメージアップキャラクター「トクシイ」

2 ケアマネジメントに関する基本方針

【指定居宅介護支援に関する基本方針】

- 1 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

【指定居宅介護支援に関する基本取扱方針】

- 1 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」より抜粋）

【指定介護予防支援に関する基本方針】

- 1 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

【指定介護予防支援に関する基本取扱方針】

- 1 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」より抜粋）

【介護予防ケアマネジメントに関する基本方針】

- 1 介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに地域の予防活動等（地域における予防活動、就業、ボランティア、趣味活動等をいう。以下同じ。）の場が、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 介護予防ケアマネジメント受託者は、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の総合事業実施事業者（総合事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 介護予防ケアマネジメント受託者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービス及び地域の予防活動等を含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 介護予防ケアマネジメント受託者は、自らが指定介護予防支援事業者として行う指定介護予防支援と緊密に連携しつつ、介護予防ケアマネジメントを実施しなければならない。

【介護予防ケアマネジメントに関する基本取扱方針】

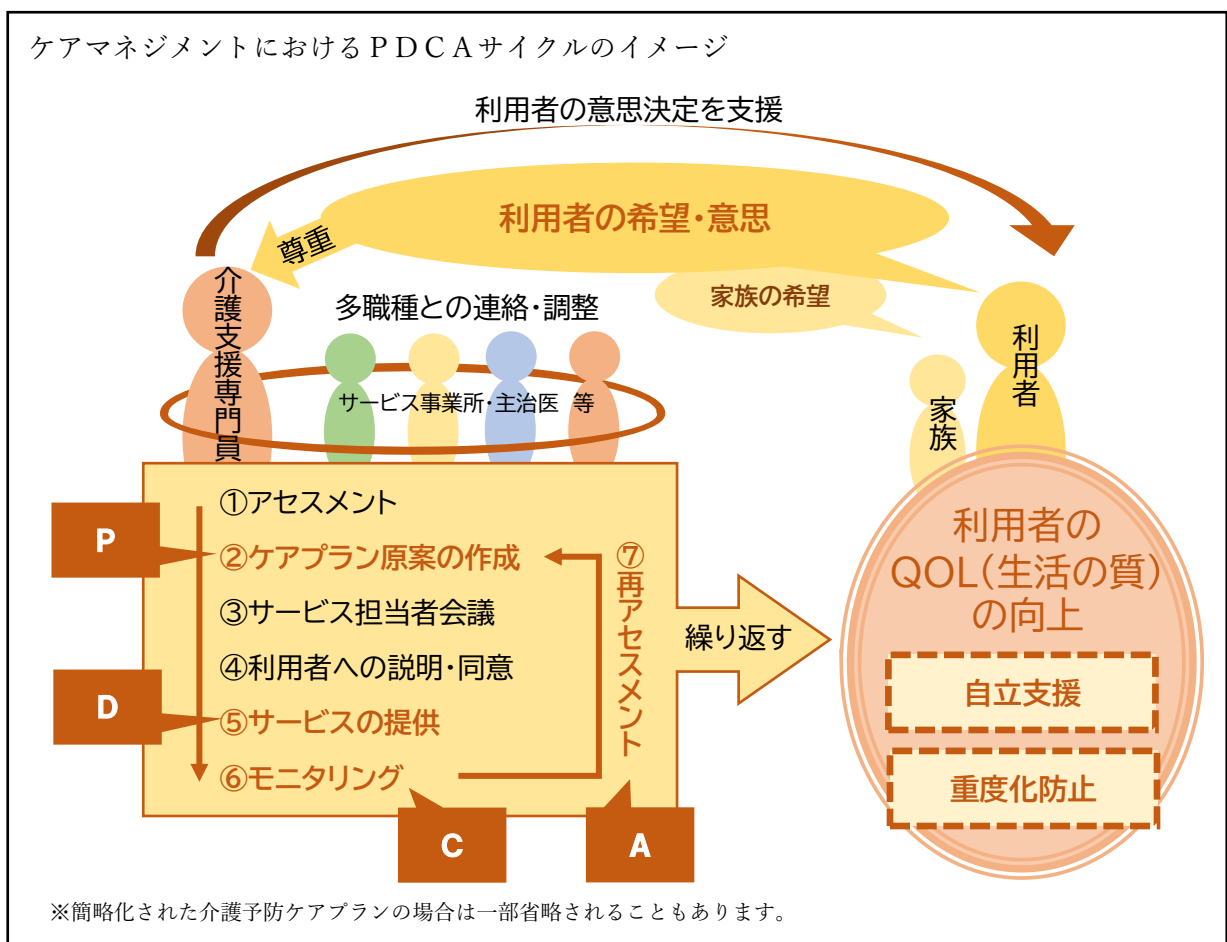
- 1 介護予防ケアマネジメントは、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。
- 2 介護予防ケアマネジメント受託者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防ケアプランを実施しなければならない。
- 3 介護予防ケアマネジメント受託者は、自らその提供する介護予防ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（「徳島市介護予防ケアマネジメント実施要綱」より抜粋）

3 ケアマネジメントの過程

ケアマネジメントが目指すことは、「利用者の自立支援・重度化防止を推進し、QOL（生活の質）を向上させること」であり、その達成のためには、P l a n（計画）⇒D o（実行）⇒C h e c k（評価）⇒A c t i o n（修正）で構成される PDCA サイクルを途切れなく回しながらマネジメントを行うことが重要です。

介護支援専門員は、その専門的知識や技術を使って利用者の意思決定を支援し、多様な職種と連携しながらケアマネジメントの PDCA サイクルを円滑に回していく役割が求められています。



4 「自立」とは何か

介護保険制度における「自立」とは、加齢等により、何らかの支援が必要となった方が必要な援助を受けながらも、**尊厳を保持して、その人らしい生活を主体的に継続していくこと**を言います。「自立」とは、**身体的自立のみではなく、心理的、経済的、社会関係的等の複合的な概念**です。

5 「自立」に向けたケアプランとは

自立に主眼を置いたケアプランにおいては、利用者本人の自己決定を尊重することが最も重要となりますが、「本人の自己決定だから」と全てを受け入れることが、自立に向けたケアプランではないことに注意が必要です。実際の状態と乖離した意向がある場合には、その理由を解明し、本人の現状認識を深める働きかけ等を行いながら意思決定を行う必要があります。

中でも、消極的・拒否的な意向の場合は特に留意が必要で、様々な視点から、自立に向けての意欲が喪失している理由を解明し、本人の想いを引き出し、意欲を高める方法等を検討することが必要になります。

自立は一度でなし得ることではなく、環境との継続的な相互作用を通して可能となります。そのため、将来を見越してケアプランを作成するとともに、利用者の自立を可能にする家族や地域にしていくための働きかけについても検討する必要があります。

なお、介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）については、「徳島市介護予防ケアマネジメントの手引き」を参考にしてください。

6 重度化防止の推進

介護度の重度化は、その人らしい生活が送れなくなるだけでなく、介護保険制度の財政圧迫につながります。

そこで、今後も高齢化が進む中、地域包括ケアシステムの推進とともに介護保険制度の持続・維持のために、要介護度の重度化防止の取り組みが求められています。

令和3年度介護報酬改定における自立支援・重度化防止の取り組みとして、「科学的介護」と「多職種連携の強化」が基本的かつ重要な視点となっています。

7 居宅介護支援における特定事業所加算

居宅介護支援における特定事業所加算は、中重度や支援困難のケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的としたものです。

ケアマネジメントの質の向上は、高齢者の自立支援や重度化防止に繋がりますので、当該加算を積極的に取得していくことが重要です。

8 ケアマネジメントの質の向上に向けた支援

(1)介護支援専門員講習会

ケアマネジメントの基本方針やケアプラン点検の結果・傾向等を介護支援専門員全体に周知するため、講習会を開催します。

(2)ケアプラン点検

介護給付適正化支援システム等を活用し、抽出した対象者について、個々の介護支援専門員のケアプラン作成傾向を分析し、介護支援専門員の作成するケアプランが利用者の自立支援・重度化防止等に資する適切な内容であるか等に着目し、点検の充実を図るとともに、必要に応じ主任介護支援専門員等による面談指導を実施します。

(3)自立支援ケア会議

徳島市では、自立支援に資するケアマネジメントを推進するため、これまで支援困難の検討を行ってきた地域ケア個別ケース会議に、平成30年度から新たに自立支援に向けたケアマネジメントの検討・助言を行う「自立支援ケア会議」の機能を追加しています。

9 参考文献

- ・ケアマネジメントのあり方（H28.4 社会保障審議会・介護保険部会資料）
- ・多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き（H30.10 厚生労働省）
- ・適切なマネジメント手法の策定に向けた調査研究事業報告書（R2.3(株)日本総合研究所）

- ・徳島市介護予防ケアマネジメントの手引き（徳島市）
- ・高齢者のための自立支援ケア会議の手引き（徳島市）